

改正後	改正前
<p>（被保険者の資格）</p> <p>第十一条 国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）の被保険者（六十歳未満の者に限り、同法第七条第一項第二号又は第三号に該当する者、同法第八十九条、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされている者及び同法第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされている者を除く。）であつて農業に従事するものは、基金に申し出て、農業者年金の被保険者となることができる。</p> <p>（資格の喪失）</p> <p>第十三条 農業者年金の被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日（第一号又は第六号に該当するに至つたときはその翌日、第四号に該当するに至つたときは当該保険料を納付することを要しないものとされた月の初日）に、農業者年金の被保険者の資格を喪失する。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 国民年金法第八十九条、第九十条第一項若しくは第九十条の三第一項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされたとき、又は同法第九十条の二第一項から第三項までの規定によ</p>	<p>（被保険者の資格）</p> <p>第十一条 国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）の被保険者（六十歳未満の者に限り、同法第七条第一項第二号又は第三号に該当する者、同法第八十九条、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされている者及び同法第九十条の二第一項の規定によりその半額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされている者を除く。）であつて農業に従事するものは、基金に申し出て、農業者年金の被保険者となることができる。</p> <p>（資格の喪失）</p> <p>第十三条 農業者年金の被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日（第一号又は第六号に該当するに至つたときはその翌日、第四号に該当するに至つたときは当該保険料を納付することを要しないものとされた月の初日）に、農業者年金の被保険者の資格を喪失する。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 国民年金法第八十九条、第九十条第一項若しくは第九十条の三第一項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされたとき、又は同法第九十条の二第一項の規定によりその半額につ</p>

りその一部の額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされたとき。

五・六 (略)

(保険料の額の特例)

第四十五条 (略)

2 (略)

3 農業者年金の被保険者が前二項の規定による申出をした場合において、その者の次に掲げる期間を合算した期間が二十年に満たないときは、前二項の規定にかかわらず、その者は、前二項の政令で定める額を前二項に規定する被保険者期間の各月の保険料の額として決定し、又は変更することができない。

一～六 (略)

七 その者が国民年金保険料免除期間（農業者年金の被保険者が国民年金法第八十九条、第九十条第一項若しくは第九十条の三第一項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされたため又は同法第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされたため農業者年金の被保険者でなくなった後これらの規定のいずれにも該当しなくなった場合（その農業者年金の被保険者でなくなった日からこれらの規定のいずれにも該当しなくなった日の前日までの間引き続きこれらの規定のいずれかに該当する者であったことその他の政令で定める要件に該当する場合に限る。）におけるその農業者年金の被保険者でなくなった日の属する月からこれらの規定のいずれにも該当しなくなった日の属する月の前月までの期間（農業に従事する者であった期間に限る。）を基礎として農林水産省令で定

き同法の保険料を納付することを要しないものとされたとき。

五・六 (略)

(保険料の額の特例)

第四十五条 (略)

2 (略)

3 農業者年金の被保険者が前二項の規定による申出をした場合において、その者の次に掲げる期間を合算した期間が二十年に満たないときは、前二項の規定にかかわらず、その者は、前二項の政令で定める額を前二項に規定する被保険者期間の各月の保険料の額として決定し、又は変更することができない。

一～六 (略)

七 その者が国民年金保険料免除期間（農業者年金の被保険者が国民年金法第八十九条、第九十条第一項若しくは第九十条の三第一項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされたため又は同法第九十条の二第一項の規定によりその半額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされたため農業者年金の被保険者でなくなった後これらの規定のいずれにも該当しなくなった場合（その農業者年金の被保険者でなくなった日からこれらの規定のいずれにも該当しなくなった日の前日までの間引き続きこれらの規定のいずれかに該当する者であったことその他の政令で定める要件に該当する場合に限る。）におけるその農業者年金の被保険者でなくなった日の属する月からこれらの規定のいずれにも該当しなくなった日の属する月の前月までの期間（農業に従事する者であった期間に限る。）を基礎として農林水産省令で定めるところにより算

めるところにより算定される期間をいう。以下この号において同じ。
。を有する者である場合におけるその国民年金保険料免除期間を
合算した期間

4
～
7
(略)

定される期間をいう。以下この号において同じ。
。を有する者であ
る場合におけるその国民年金保険料免除期間を合算した期間

4
～
7
(略)